

## 北秋田市住宅用木質ペレットストーブ等導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止及び市民の環境意識の高揚を図るとともに、森林資源の有効活用と木質バイオマスエネルギーの利用促進のため、住宅用木質ペレットストーブ等の導入に係る費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象機器 補助金の交付を受けて設置する木質ペレットストーブ及び薪ストーブをいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 木質ペレットを燃料に使用するストーブをいう。
- (3) 木質ペレット 間伐材等の木材を粉碎した木くずを乾燥させ、圧縮成型した固形燃料をいう。
- (4) 薪ストーブ 薪を燃料に使用するストーブをいう。

### (補助対象)

第3条 補助対象機器は、次の各号に掲げる要件を全て満たす機器とする。

- (1) 中古品、自作品又はリース品でなく、未使用品であること。
- (2) 購入及び設置に要する経費の合計が10万円以上であること。
- (3) 固定式であること。
- (4) 煙や臭いを抑制させる二次燃焼機能又はこれと同等以上の機能を有すること。
- (5) 薪ストーブに接続される煙突は、建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であること。
- (6) 消防法関連法規及び建築基準法関連法規に基づいて設置されるものであること。
- (7) 秋田県内の販売店等で購入、かつ取付けされるものであること。
- (8) 次条の補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注及び設置工事に係るものでないこと。

2 前項第7号に規定する秋田県内の販売店等とは、県内事業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。)が営む店舗等をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自ら居住する住宅（市内に限る。）に設置しようとする者、市内に住宅を新築、又は市内にある補助対象機器付住宅等を購入し、自ら居住しようとする者であること。
- (2) 補助対象機器の購入、設置工事の着工又は補助対象機器付住宅等の引渡しが、交付決定の日以後であること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市が必要に応じて行う調査等に協力できること。
- (5) 補助対象機器を設置しようとする建物が、共有となっている場合は申請者以外の共有者全員から、申請者の所有となっていない場合は所有者全員から、その設置に関し書面による承諾を受けていること。
- (6) 補助金の交付申請をした同一年度内に補助対象機器を設置できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 販売又は賃貸の目的で建物を建築し、補助対象機器を設置する者
- (3) その他市長が交付対象と認めない者

(補助対象経費)

第5条 交付対象経費は、次の各号に定める経費とし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。ただし、設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器等及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。

- (1) 補助対象機器の購入費
- (2) 煙突及び附属品の購入費
- (3) 設置費（取付施工費、壁貫通工事費、防火工事費、床補強工事費等）

(補助金の額及び補助台数)

第6条 1台当たりの補助金の額は、補助対象経費から国等補助金の額を差し引いた額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助台数は一世帯当たり1台までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象機器の導入に係る内訳が明記された見積書の写し
- (3) 建売住宅供給者住宅を購入する者は、売買契約書の写し
- (4) 補助対象機器を設置する場所の見取図（屋内の設置状況及び周囲の建物等と煙突の位置関係（距離及び高さ）が明示されたもの）
- (5) 補助対象機器の仕様が確認できるカタログその他の書類の写し
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 設置しようとする建物が自己の所有でない場合は、建物所有者の承諾書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を先着順で受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、同項の期間内であっても受付を終了できるものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）、補助金を交付しないことと決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付内容の変更等)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「被交付決定者」という。）が、補助金の交付決定後に当該交付決定の内容を変更しようとするとき又は設置を中止しようとするときは、補助金交付決定内容変更等承認申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けてこれを承認したときは、補助金交付決定内容変更等承認通知書（様式第7号）により被交付決定者に通知するものとする。

(完成届)

第10条 被交付決定者は、補助対象機器の設置が完了したときは、速やかに完成届(様式第8号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る支払を証明する書類の写し
- (2) 完成写真(施行前及び施工後)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により提出された完成届の内容の検査及び現地の確認により、内容が適合していると認めたときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、被交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、補助確定額が第8条の規定により交付決定した補助金の額よりも減少したときは、補助金交付決定額変更兼確定通知書(様式第10号)により、被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の検査が終了し適正と認められた被交付決定者は、市の指定する請求書(様式第11号)により補助金を請求できるものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、被交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を定めて被交付決定者に補助金の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第15条 被交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、その法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意をもって管理し、その適正な運用を図らなければならない。

2 取得財産の使用に当たっては、その際の煙等の発生について、近隣住民等の迷惑とならないよう留意しなければならない。

3 被交付決定者は、設置の日から起算して法定耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(現地調査等)

第16条 市長は、補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、被交付決定者に補助対象機器の利用状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。